

福祉介 認知症カフェ



問 長寿保険課(役場2階)
☎823-9609 FAX.823-9627

認知症の人やその家族がゆったりと過ごしたり、必要な情報を集めたりすることを目的とした認知症カフェを町内2カ所で行います。参加にあたっては、事前の予約などが必要な場合がありますので、必ず問い合わせ先に確認してください。

①認知症カフェ花みずき

- 日時 11月26日(水) 13時30分～14時30分
- 場所 特別養護老人ホーム花みずき(大立町6-4)
- 問い合わせ 特別養護老人ホーム花みずき(☎821-0201)

②海田町オレンジライン

- 11月開催 ●日時 11月8日(土) 13時30分～15時30分
- 場所 福祉センター(日の出町2-35)
- 12月開催 ●日時 12月6日(土) 13時30分～15時30分
- 場所 シルバープラザ(つくも町6-3)
- 問い合わせ 原本 明美さん(☎090-8242-0639)

福祉介 令和7年度 第6回
スマートフォンセミナー

問 地域包括支援センター(役場2階)
☎821-3210 FAX.823-9627

さまざまなテーマでスマートフォンの機能、アプリ操作が学べます。**スマホ初心者でも安心して受講できる体験型セミナー**です。気軽に申し込んでください。

- 日時 11月27日(木) 13時30分～15時30分
- 場所 役場1階 多目的室1-1A
- 今月のテーマ

①メッセージアプリ編 LINEの基本操作を学び、**友達追加、写真・スタンプの送信**などの機能を使いこなして家族や友人と交流を深めましょう。

②スマホ決済編 **PayPayなど電子決済の種類や特徴**について学びましょう。

スマホ決済のメリット、デメリットについて。

※スマートフォン(Android)体験機を1人1台貸し出します。

- 対象 町内在住の65歳以上の高齢者など
- ※契約中の通信会社を問わず参加可能。
- 定員 20人 ※受講申し込みが10人以下の場合は中止。
- 講師 ソフトバンク スマホアドバイザー
- 参加費 無料
- 申し込み 電話で地域包括支援センターへ。



お知らせ 海田町役場休日窓口開庁日

問 住民課(役場2階)
☎823-9205 FAX.823-9627

- 今月の休日開庁日 11月8日(土)
 - 開庁時間 8時30分～17時15分
 - 業務内容 住民票、戸籍関係証明書の発行、印鑑登録および証明書の発行、旅券(パスポート)の交付の申請および交付(受領証持参)、住民票の異動(転入・転出など)の受け付け、マイナンバーカードの申請受け付け・交付
- ※転入・転出、転居に伴うその他の手続き(健康保険など)はできません。
- ※旅券の申請・戸籍などの発行は、一部受け付けができない場合があります。(住所や本籍が海田町にない人の申請など)
- ※印鑑登録は、写真付身分証明書(運転免許証など)を持参できない場合、即日登録はできません。

マイナンバーカード交付臨時窓口開設について

マイナンバーカード(個人番号カード)の交付にかかる臨時窓口を毎月第4木曜日(祝日を除く)に開設します。

- 今月の臨時窓口 11月27日(木) 17時15分～19時
- 場所 住民課(役場2階)

※マイナンバーカードの交付事務以外の業務は行いません。

お知らせ 海田東公民館
証明書発行コーナー開設中

問 住民課(役場2階)
☎823-9205 FAX.823-9627

- 開設日時 毎週月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時15分 開館は9時からです。(証明書発行のみ8時30分から行っています)
- 業務内容 住民票、戸籍関係証明書、印鑑証明書、税の証明書の発行



お知らせ 広島県最低賃金が改正されます！

問 広島労働局労働基準部賃金室 ☎082-221-9244
広島中央労働基準監督署 ☎082-221-2460

広島県の最低賃金は、11月1日(土)から**時間額1,085円**に改正されます。

くわしくは、広島労働局労働基準部賃金室または広島中央労働基準監督署に問い合わせてください。

お知らせ 福祉事業所製品販売会 @役場

問 社会福祉課(役場2階)
☎823-9207 FAX.823-9627

障がいのある皆さんが一つ一つ丁寧に作ったお菓子や食品、雑貨などを販売します。

日付	時間	事業所名	製品
11月18日(火)	11時30分～12時30分	海田なかよし実習所	クッキー、焼き菓子など
11月25日(火)	11時45分～13時	ポーポーの木	パン、クッキーなど

- 場所 町民交流スペース(役場1階)
- ※完売時は終了時間前に終了することがあります。
- ※都合により、休みとなる場合があります。変更の際は海田町ホームページにてお知らせします。



お知らせ 医療費適正化にご協力をお願いします

問 住民課(役場2階)
☎823-9206 FAX.823-9627

- 休日や夜間の受診を見直しましょう
- 休日や診療時間外の受診は、**初診料や再診料とは別に割増料金が加算**されるだけでなく、**病院への負担**にもなります。緊急などのやむをえない場合以外はなるべく避けましょう。
- かかりつけ医をもちましょう
- 自分や家族の病歴や普段の健康状態を把握してくれている「かかりつけ医」がいると安心です。気になることがあったら、まずはかかりつけ医に相談する習慣をつけましょう。
- また、あらかじめ体調不良の場合の対処法などを聞いておき、適切な受診を心がけましょう。
- 重複受診はやめましょう
- 同じ病気で複数の医療機関を受診する「**重複受診**」は**初診料や検査料の重複で医療費が増加**するだけでなく、**同じ検査のやり直しは体にも負担**がかかります。何かあった場合には、まずはかかりつけ医に相談しましょう。

お知らせ 11月は秋のこどもまんなか月間です
「知らせよう あなたが あの子の声になる」

問 こども課(役場2階)
☎823-9227 FAX.823-9627



- 「児童虐待」を知っていますか？
- 叩く蹴るなどの暴力だけでなく、大きな声で怒鳴る、こどもの前で配偶者に対して暴言、暴力をする(面前DV)、こどもの意思に反して学校に登校させない、病気になっても病院へ連れて行かないなどの行為はすべて虐待にあたります。
- 保護者自身ができること
- 子育てはストレスが溜まることもあり、否定的な感情が生じることもあります。その時は、まずはそういう気持ちに気づき、認めること、少しでもストレスの解消につながりそうな自分なりの工夫を見つけておくことが大切です。
- こどもと関わる中でいろいろな工夫をしても、上手くいかないこともあります。その時は、**勇気をもってSOSを出すことで、まだ気づいていない支援やサービスに出会えたり、それによって疲れやイライラが軽減したりするかもしれません。**
- 虐待かなと思ったら
- 虐待を受けたと思われるこどもを見つけた場合、見つけた人は通告する義務があります。通告が誤りであっても児童福祉法の趣旨に基づくものであれば通告者に罰則はなく、通告者の情報を他人に知らせることは絶対にありません。
- 行政が虐待の疑いに関する通告・相談を受けた場合は、必要に応じて**近隣住民、学校や保育園、幼稚園の職員、その他の協力**を得つつ、**こどもの安全を確認**します。
- 海田町や児童相談所から保護者へ連絡をして家庭での悩み事や課題を聞き、必要な支援を行っていきます。**
- 相談窓口
- ・こども課 ☎823-9227
 - ・こうわシンギュラリティ高校ひまわりプラザ ☎824-1225
 - ・海田児童館 ☎822-2216
 - ・町民センター ☎822-9946
 - ・児童相談所 相談専用ダイヤル ☎0120-189-783

お知らせ 水道本管の漏水発見にご協力を！

問 上下水道課(役場3階)
☎823-9211 FAX.823-9839

晴れた日でも路面が濡れている、側溝にいつも水が流れている場合や、**道路からの水漏れを発見した場合は、上下水道課まで連絡**してください。

情報をもとに上下水道課が調査を行います。路上漏水の早期発見・対応のため、協力をお願いします。